

法令適用事前確認手続
照会書

令 6 日玩協第 446 号
令和 7 年 3 月 26 日

経済産業省 産業保安・安全グループ
製品安全課長 殿

一般社団法人 日本玩具協会
会長 前田 道裕
東京都墨田区東駒形 4-22-4

下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 67 号）第 1 条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）第 11 条に基づく消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（令和 7 年経済産業省令第 6 号）第 1 条の規定による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和 49 年通商産業省令第 18 号。以下「技術基準省令」という。）第 14 条第 1 項

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

当協会が策定した「玩具安全基準書（ST-2025）2025.4.1」（以下「ST 基準」という。）は、「物理的安全性」「可燃安全性」に関し、ISO（International Organization for Standardization）から許諾を受け、同機関の ISO8124-1 及び ISO8124-2 を日本語に翻訳し、ST 基準の規格内容としている。

今般、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第 374 号）第 1 条の規定による改正後の消費生活用製品安全法施行令（昭和 49 年政令第 48 号）第 1 条の規定により特定製品として指定された乳幼児用玩具について、技術基準省令第 14 条第 1 項におけるその技術上の基準が定められた。

技術基準省令第14条第1項に規定される技術上の基準については、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」（令和7年2月20日）別表第13号において、ISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023に適合する製品は、技術上の基準に適合することとされ、また、これに限定せず、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るという解釈が示された。

については、消費生活用製品安全法の乳幼児用玩具の技術基準適合を確認するために、ISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023に代わりST基準を使用することとしたい。

3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解

ST基準は、乳幼児用玩具に関しISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023と同等である。このため、乳幼児用玩具については、ST基準に適合することをもって、ISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023に適合し、ひいては乳幼児用玩具の技術基準に適合すると解釈できると考えている。

添付資料-1：①ISO8124 - 1 と ST 基準の差異

添付資料-2：②第1章 適用範囲_ISO_ST2025 対比（ISOの著作物のため非公表）

添付資料-3：③第4章 要求事項_ISO_ST2025 対比（ISOの著作物のため非公表）

添付資料-4：④第5章 試験方法_ISO_ST2025 対比（ISOの著作物のため非公表）

添付資料-5：⑤第6章 表示_ISO_ST2025 対比（ISOの著作物のため非公表）

添付資料-6：安全玩具基準書 ST-2025【印刷版】（ISOの著作物のため非公表）

添付資料-7：ST基準2025正誤表

4. 公表の遅延の希望 なし

5. 連絡先

（1）〒130-8611

（2）東京都墨田区東駒形 4-22-4

（3）担当者 専務理事 菅家 勝

（4）電話番号 03-3829-2513・FAX 番号 03-3829-2510

（5）m-kanke@toys.or.jp